

# 情報公開規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本PTA全国協議会（以下「この法人」という。）が、「一般社団及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）」及び定款第60条第2項に定めるところによる情報公開について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (法人の責務)

第2条 この法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、第5条に規定する資料につき法令で定められた範囲に対し閲覧に供することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう配慮しなければならない。

## (利用者の責務)

第3条 第5条に規定する資料を閲覧、謄写及び謄本等の交付（以下、「閲覧等」という。）を請求した者は、これによって得た情報を本来の目的以外に利用してはならない。

## (管理)

第4条 情報公開に関する事務は、この法人の事務局が統轄管理する。

## (情報公開の対象資料)

第5条 この法人において情報公開の対象とする資料（以下「公開対象資料」という。）は、定款第54条及び第58条その他法令で備置き及び閲覧等が定められた帳簿及び書類とする。

2 公開対象資料は、法令で定められた範囲に対し閲覧に供するものとする。この場合においては、正当な理由がないときは、閲覧等の請求を拒むことができない。

3 会員名簿及び理事、監事の名簿について、正会員以外から閲覧の請求があった場合には、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所・連絡先等保護されるべき個人情報に係わる記載又は記録の部分を除外して、これらの閲覧をさせることができる。

4 公開対象資料は、この法人が定める場所に法令で定められた期間備え置くものとする。

## (閲覧等の請求手続き)

第6条 この法人の公開対象資料の閲覧等を希望する者は、閲覧等申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、会長に提出しなければならない。

2 事務局の情報公開事務担当者は、前項の閲覧等申請書を受理したときは、閲覧等受付簿に必要事項を記入又は記録（電子決裁機能を有するソフトウェアを利用して記録することをいう。以下同じ。）しなければならない。

## (閲覧等の請求に対する措置等)

第7条 閲覧等の請求に係る公開対象資料の全部又は一部を公開するときは、その旨を事務局長の承認（電子決裁機能を有するソフトウェアを利用して関与者及び決裁権者の承認を求める方法を含む。）を得て決定し、請求者に対し、その旨及び公開の実施日時及び場所を通知しなければならない。

2 閲覧等の請求に係る公開対象資料の全部を公開しないとき（閲覧等の請求に係る文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、公開をしない旨を事務局長の承認を得て決定し、請求者に対し、

その旨を通知しなければならない。

3 前二項の規定により閲覧等の請求に係る公開対象資料の全部又は一部を公開しないときは、請求者に対し、当該各項に規定する書面により公開しない正当な理由を示さなければならない。

4 第1項及び第2項により決定を行った場合は、当該決定の内容を専務理事及び会長に報告（電子決裁機能を有するソフトウェアを利用する方法を含む。）する。

（閲覧等の実施）

第8条 公開対象資料の閲覧等の場所は、この法人の事務局とする。

2 閲覧等の日は、この法人の休日以外の日とし、閲覧等の時間はこの法人の業務時間内とする。

3 閲覧等者から対象の資料について説明を求められたときは、事務局長または事務局長があらかじめ指名した者が説明をし、その過程は質疑応答記録簿に記入又は記録しておかなければならない。

4 前項の説明に当たっては、この法人の業務運営上重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる事項を除き、可能な限りその説明に努めるものとする。

（電磁的記録）

第9条 公開対象資料が電磁的記録をもって作成されている場合の閲覧請求については、法令の定めるところによる。

（費用負担）

第10条 公開対象資料の閲覧は、無料とする。ただし、電磁的記録を用紙に出力して閲覧する場合は、用紙100枚（両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。以下同じ。）までごとに200円の負担を求め、これに応じる。

2 正当な権利を有する者から公開対象文書の謄写又は謄本等の交付の請求があった場合は、次の各号の区分による実費相当の負担を求め、これに応じる。

（1）複写機で用紙に複写又は電磁的記録を用紙に出力したもの（白黒） 用紙1枚につき10円

（2）複写機で用紙に複写又は電磁的記録を用紙に出力したもの（カラー） 用紙1枚につき20円

（3）電磁的記録を請求者の電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法 1ファイルにつき210円

3 閲覧等の方法が前二項によりがたい場合で、手数料の負担を求めることが相当であると判断する場合は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）別表に準じて取り扱う。

（変更）

第11条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

## 附 則

1 この規程は平成25年4月1日から施行する。

2 この規程は、原則として、平成24年度以後において作成した公開資料について適用する。

3 この規程は令和7年3月13日から施行する。

別表 情報公開対応一覧（第5条関係）

|                                     |                                                                           | 書類                                   | 作成・備置根拠                                                          | 備置期間          | 請求者                    | 請求の内容              |                    |                   |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------|---------------|------------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律で求める「財産目録等」 | 定款54条の書類                                                                  | 事業計画書                                | 認定法                                                              | 1年間           | 誰でも可能                  | 閲覧                 |                    |                   |
|                                     |                                                                           | 収支予算書                                | 認定法                                                              | 1年間           | 誰でも可能                  | 閲覧                 |                    |                   |
|                                     |                                                                           | 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類                |                                                                  | 認定法           | 1年間                    | 誰でも可能              | 閲覧                 |                   |
|                                     |                                                                           | 公益目的事業の種類及び内容及び収益事業等の内容に掲げる事項を記載した書類 |                                                                  | 認定法           | 1年間                    | 誰でも可能              | 閲覧                 |                   |
|                                     | 定款58条の書類                                                                  | 定款                                   |                                                                  | 一般法           | 常時                     | ①誰でも可能<br>②正会員、債権者 | ①閲覧<br>②閲覧、謄本等の交付  |                   |
|                                     |                                                                           | 会員名簿                                 |                                                                  | 一般法           | 常時                     | ①誰でも可能<br>②正会員(注1) | ①閲覧(注2)<br>②閲覧、謄写  |                   |
|                                     |                                                                           | 理事・監事の名簿                             |                                                                  | 認定法           | 5年間                    | 誰でも可能              | 閲覧(注2)             |                   |
|                                     |                                                                           | 財産目録                                 |                                                                  | 認定法           | 5年間(注3)                | 誰でも可能              | 閲覧                 |                   |
|                                     |                                                                           | 事業報告書及び収支計算書等の計算書類                   | 貸借対照表                                                            |               | 一般法                    | 5年間<br>(10年間保存)    | ①誰でも可能<br>②正会員、債権者 | ①閲覧<br>②閲覧、謄本等の交付 |
|                                     |                                                                           |                                      | 損益計算書(注4)                                                        |               | 一般法                    | 5年間<br>(10年間保存)    | ①誰でも可能<br>②正会員、債権者 | ①閲覧<br>②閲覧、謄本等の交付 |
|                                     |                                                                           |                                      | 事業報告                                                             |               | 一般法                    | 5年間                | ①誰でも可能<br>②正会員、債権者 | ①閲覧<br>②閲覧、謄本等の交付 |
|                                     |                                                                           |                                      | 附属明細書                                                            |               | 一般法                    | 5年間(注5)            | ①誰でも可能<br>②正会員、債権者 | ①閲覧<br>②閲覧、謄本等の交付 |
|                                     |                                                                           | 監査報告書                                |                                                                  | 一般法           | 5年間                    | ①誰でも可能<br>②正会員、債権者 | ①閲覧<br>②閲覧、謄本等の交付  |                   |
|                                     |                                                                           | 運営組織に関する重要な事項について記載した書類              |                                                                  | 認定法           | 5年間                    | 誰でも可能              | 閲覧                 |                   |
|                                     |                                                                           | 事業活動に関する重要な事項について記載した書類              |                                                                  | 認定法           | 5年間(注6)                | 誰でも可能              | 閲覧                 |                   |
|                                     |                                                                           | その他法令で定める帳簿及び書類                      | 報酬等の支給の基準を記載した書類                                                 |               | 認定法                    | 5年間                | 誰でも可能              | 閲覧                |
|                                     |                                                                           |                                      |                                                                  |               | キャッシュ・フロー計算書（作成している場合） | 認定法                | 5年間                | 誰でも可能             |
|                                     |                                                                           |                                      | 中期的収支均衡に関する数値及びその計算の明細を記載した書類                                    |               | 認定法                    | 5年間(注7)            | 誰でも可能              | 閲覧                |
|                                     |                                                                           |                                      | 公益目的事業比率に関する数値及びその計算の明細を記載した書類                                   |               | 認定法                    | 5年間(注7)            | 誰でも可能              | 閲覧                |
|                                     |                                                                           |                                      | 使途不特定財産額に関する数値及びその計算の明細を記載した書類                                   |               | 認定法                    | 5年間(注7)            | 誰でも可能              | 閲覧                |
|                                     |                                                                           |                                      | 公益充実資金について規則23条1項2号に掲げる事項を記載した書類                                 |               | 認定法                    | 5年間(注7)            | 誰でも可能              | 閲覧                |
|                                     |                                                                           |                                      | 公益目的事業継続予備財産について規則37条1項に規定する限度額及びその算定根拠並びに同条2項に規定する保有する理由を記載した書類 |               | 認定法                    | 5年間(注7)            | 誰でも可能              | 閲覧                |
|                                     |                                                                           |                                      | 特定費用準備資金について規則31条3項5号の規定により備置き及び閲覧等の措置を講じられるべき事項を記載した書類          |               | 認定法                    | 5年間(注7)            | 誰でも可能              | 閲覧                |
|                                     | 資産取得資金について規則36条4項において読み替えて準用する規則31条3項5号の規定により備置き及び閲覧等の措置が講じられるべき事項を記載した書類 |                                      | 認定法                                                              | 5年間(注7)       | 誰でも可能                  | 閲覧                 |                    |                   |
|                                     | 指定寄附資金について規則36条5項の規定により備置き及び閲覧等の措置が講じられるべき事項について記載した書類                    |                                      | 認定法                                                              | 5年間(注7)       | 誰でも可能                  | 閲覧                 |                    |                   |
| 一般法人法のみで定める書類                       | 総会の代理権を証明する書面                                                             |                                      | 一般法                                                              | 3ヶ月間          | 正会員(注1)                | 閲覧、謄写              |                    |                   |
|                                     | 総会の議決権行使書面（書面、電磁的方法）                                                      |                                      | 一般法                                                              | 3ヶ月間          | 正会員(注1)                | 閲覧、謄写              |                    |                   |
|                                     | 総会議事録                                                                     |                                      | 一般法                                                              | 10年間          | 正会員、債権者                | 閲覧、謄写              |                    |                   |
|                                     | 総会の決議の省略の意思表示                                                             |                                      | 一般法                                                              | 10年間          | 正会員、債権者                | 閲覧、謄写              |                    |                   |
|                                     | 理事会議事録                                                                    |                                      | 一般法                                                              | 10年間          | 正会員(注8)<br>債権者(注8)     | 閲覧、謄写              |                    |                   |
|                                     | 理事会の決議の省略の意思表示                                                            |                                      | 一般法                                                              | 10年間          | 正会員(注8)<br>債権者(注8)     | 閲覧、謄写              |                    |                   |
|                                     | 会計帳簿又はこれに関する資料                                                            |                                      | 一般法                                                              | －<br>(10年間保存) | 正会員(注1)(注9)            | 閲覧、謄写              |                    |                   |

(注1) 請求の理由を明らかにして請求しなければならない。

(注2) 役員等名簿又は会員名簿について正会員以外の者からの調求があった場合には、個人の住所を除外して閲覧をさせることができる。

(注3) 貸借対照表において必要な情報が表示されている場合は、当該表示をもって財産目録とみなすことができる。

(注4) 活動計算書（令和6年公益法人会計基準を適用する場合）又は正味財産増減計算書（平成20年公益法人会計基準を適用する場合）がこれに該当する。

(注5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書は10年間保存しなければならない。

(注6) 関連当事者との取引に関する事項及びその明細は、計算書類等に記載されている場合又は該当するものがない場合にあっては作成を要しない。

(注7) 財務規律の適合状況等に係る書類は、計算書類等に記載されている場合又は該当するものがない場合にあっては作成を要しない。

(注8) 裁判所の許可を得なければならない。

(注9) 総議決権の10分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する正会員

(第1号様式)

受付番号 \_\_\_\_\_

## 閲覧等申請書

公益社団法人日本PTA全国協議会  
会長 殿

申請年月日 令和 年 月 日  
申請者住所 (〒 - )

申請者氏名  
電話番号

閲覧等の目的

閲覧等対象資料 (該当するものを○で囲んでください。)

定 款      会員名簿      理事、監事名簿

財産目録      事業報告書      収支予算書等の計算書類

監査報告書

その他 ( )

備考